

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 29 年  
10月 3 日  
(火曜日)

## 目 次

- 告示
  - 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....
  - 道路の位置の指定(建築指導課).....
  - 山口市黄金町地区市街地再開発組合の定款の変更認可(住宅課).....
- 公告
  - 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出(二件)(商政課).....
  - 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(商政課).....
  - 平成二十九年山口県家畜人工授精師養成講習会の開催(畜産振興課).....
  - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....
  - 公安委告示
    - 犯罪被害者等早期援助団体の変更の届出.....

### 山口県告示第三百四十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十九年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
中野(3)地区
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
宇 部 市	東 須 恵	下 河 内	六一八の二	一号
〃	〃	上 中 野	六二四の一	二号
〃	〃	新 屋 敷	六四	三号
〃	〃	〃	五八	四号
〃	〃	〃	五四	五号
〃	〃	下 河 内	六二三	六号
〃	〃	〃	六二二	七号
〃	〃	〃	六二〇の一	八号

### 山口県告示第三百四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十九年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

地 名 及 び 番 地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市楠木町一丁目三三四の七	四・〇	五・〇	六六・四 平成二九、一九

### 山口県告示第三百四十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八條第一項の規定に基づき、山口市黄金町地区市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 市街地再開発組合の名称  
山口市黄金町地区市街地再開発組合

二 施行地区  
山口市黄金町の一部

三 事務所所在地  
山口市道場前二丁目一番一八号

四 設立認可の年月日  
平成二十九年三月二十八日

五 事業施行期間  
平成二十九年三月二十八日から平成三十二年六月三十日まで

六 変更の認可の年月日  
平成二十九年十月三日



(二六六) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十九年十月三日から平成三十年二月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン小郡

所在地 山口市小郡前田町二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号 柳井 隆博

J A三井リース建物株式会社 東京都中央区銀座八丁目一三番一号 保崎 隆行

イオンタウン株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一 大門 淳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更前 白石 正	変更後 柳井 隆博
---------------------------------	-------------	--------------

四 届出年月日

平成二十九年九月二十二日

五 変更年月日

平成二十九年六月二十九日

(二六七) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十九年十月三日から平成三十年二月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン平生

所在地 熊毛郡平生町大字平生町五八八の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目三番二号 橘 正喜

平生町 熊毛郡平生町大字平生町二一〇の一 山田 健一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更前 川村 嘉則	変更後 橘 正喜
---------------------------------	--------------	-------------

四 届出年月日

平成二十九年九月二十二日

五 変更年月日

平成二十九年六月二十七日

(二六八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年五月十六日山口県公告(一五六)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年十月三日から同年十一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ドラッグコスモス松美町店

所在地 山口市松美町七の一

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項及び廃棄物に係る事項について配慮を求める。

(二六九) 平成二十九年山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、平成二十九年山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

平成二十九年十月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 講習会の種別

家畜人工授精に関する講習会

二 開催場所

防府市大字牟礼 山口県農林総合技術センター農業担い手支援部  
美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部

三 開催期間

平成二十九年十一月六日(月曜日)から同年十二月六日(水曜日)まで

四 受講者の定員

十五人  
講習に係る家畜の種類  
牛

六 講習科目

実 習	区 分		科 目
	学 科	専 門 科 目	
家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 人工授精	畜産概論	繁殖生理	生殖器解剖 繁殖生理 精子生理 種付けの理論 人工授精
	家畜の飼養管理	家畜の飼養管理	

七 受講申込書の提出期限

平成二十九年十月十九日(木曜日)

八 受講の手續

講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地为管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。

九 受講者の決定

受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

十 受講手数料

一万八千四百十円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼ること。

この収入証紙には、消印をしないこと。

十一 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課(電話〇八三一九三三三三四三四)又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ

(二七〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十九年十月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市望町一丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
堺市西区浜寺石津町西三丁目四番二五号  
有限会社サンクリエイト



山口県公安委員会告示第四十五号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成十四年国家公安委員会規則第一号）第三條第一項の規定により、公益社団法人山口被害者支援センターから次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年十月三日

山口県公安委員会

援助事業を 行う事務所 の所在地	住 所	変更事項		変更年月日
		変更後	変更前	
〃 〃	山口市小郡新町二丁目 一五番一号			
〃 〃	〇の二一 山口市小郡下郷一五六			
〃				平成二十九年十月二十日

平成二十九年十月三日印刷  
平成二十九年十月三日発行

発行人所

山口県知事